チェックリスト

＜7. 尼崎臨海西部拠点地区（ □産業育成・支援拠点地区、産業･まち交流拠点地区[Ａ,Ｂ街区] □緑地地区 ）＞

■確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 |  | 自己チェック欄 | 処理欄 |
| 事業計画、緑化等 | 所管課の公園計画･21世紀の森担当（北館6階）とご協議ください。 | □協議を行った |  |

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）当初告示日：1998.6.30、建築条例当初施行日：2007.4.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目  下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容  （自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の 用途の制限 | □産業育成・支援拠点地区、産業･まち交流拠点地区[A,B街区]  次に掲げる建築物は建築してはならない。   1. 法別表第2(る)項第1号に掲げる工場 2. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令＝令130条の9で定めているもの [法別表第2(る)項第2号] 3. 法第51条に掲げる建築物（火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等） 4. 法第88条第2項に掲げる工作物　ただし、施行令第138条第4項第5号に掲げるものに限る。（汚物処理場、ごみ焼却場等処理施設等に供する工作物）   ただし、市長が区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定）  □緑地地区　　規定なし | 用途 | 適・否 |
| 壁面の位置の制限 | □産業･まち交流拠点地区[A街区]  建築物（地盤面下を除く。）の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する門若しくは高さ2ｍを超える塀の面から道路境界線までの距離は15ｍ以上でなければならない。  ※地盤面上30ｍ以下の部分にあっては10ｍ。  ただし、次の部分についてはこの限りでない。  (1)歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物  (2)(1)に掲げる建築物に接続する階段、昇降路その他これらに類する建築物  (3)守衛所、倉庫、機械室等で、高さが5ｍ以下であり、かつ、施行令第130条の12第1号ロ及びハに該当するもの  □産業･まち交流拠点地区[A街区]以外  建築物（地盤面下を除く。）の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する門若しくは高さ2ｍを超える塀の面から道路境界線（計画図図示）までの距離は次の表に掲げる数値以上でなければならない。   |  |  | | --- | --- | | 道路境界線 | 数値 | | 臨海幹線、東扇町線、大浜線又は県道尼崎港崇徳院線 | 5ｍ | | 上記以外 | 3m | | 道路境界線からの有効距離  　　　　　　　　　　ｍ  □臨海幹線、東扇町線、大浜線 又は県道尼崎港崇徳院線  □上記以外  （産業･まち交流拠点地区[A街区]適用除外）  □(1)歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物  □(2)(1)に掲げる建築物に接続する階段、昇降路その他これらに類する建築物  □(3)守衛所、倉庫、機械室等で、高さが5ｍ以下であり、かつ、施行令第130条の12第1号ロ及びハに該当するもの | 適・否 |
| 建築物等の 形態又は 色彩その他 意匠の制限 | 建築物の形態、意匠は、水と緑豊かな周辺環境との調和を図り、都市景観に十分配慮したものとする。  緑豊かな都市空間を形成するため、敷地内緑化や建物緑化に努めることとする。  （参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）  30m以下の部分  R・YR・Y系 明度：3以上 彩度：2以下  その他 明度：5以上 彩度：2以下  無彩色 　　　明度：3以上  30mを超える部分  全ての色相 明度：5以上 彩度：2以下  無彩色 　　　明度：5以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）  　　　　　　　　　（　　　　）  　　　　　　　　　（　　　　）  マンセル値不明、その他の場合  □参考色彩基準に準じた意匠とし、 その他下記のとおり配慮します。  （配慮事項） | 適・否 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 門及びへいの構造はフェンス若しくは鉄さく等、透視可能なもの又は生け垣とする。 | 垣、さく　 有・無  　　構造 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理。